

レスキュー商法被害の問題点と 対策についての報告

2025年4月22日

レスキュー商法被害対策京都弁護士 事務局長
弁護士 増田朋記

本日も報告する内容

1. 弁護団の概要
2. 弁護団で取り扱った集団訴訟の詳細
（「水のトラブル緊急駆付隊」関係訴訟）
3. リスティング広告サービスについての申入れ
4. 問題点と必要な対策

1. 弁護団の概要

1. 弁護団の概要

[レスキュー商法とは？](#)

[活動報告](#)

[解決事例](#)

[「水のトラブル緊急駆付隊」関係訴訟](#)

[レスキュー商法被害対策京都弁護団について](#)

[相談／弁護士費用／取材・情報提供・お問い合わせ](#)

[全国の弁護団と相談窓口について](#)

[プライバシーポリシー](#)

レスキュー商法被害対策 京都弁護団

トイレ、水回り、鍵開けなどトラブルに見舞われた方の窮地につけ込んで高額な費用を請求する業者に弁護士が対応します。

1. 弁護団の概要

レスキュー商法被害対策京都弁護団について

レスキュー商法被害対策京都弁護団は、**2021年1月12日**に設立されました。

かねてから、水回りや鍵開けトラブルにかけつけ、高額な費用を請求するレスキュー商法が横行していましたが、2020年秋頃から、京都府内で被害の相談が急増しました。

そこで、2021年1月12日、京都弁護士会の弁護士有志が、被害の救済、再発防止のために活動をするため、この弁護団を設立することにしました。

今後、みなさまに有益な情報を発信していきますので、ご注目下さい。

2021年1月12日

レスキュー商法被害対策京都弁護団

団長 弁護士 平尾 嘉晃



1. 弁護団の概要

- ・メンバー 弁護士 20 名
(うち 9 名は福井支部のメンバー)

- ・主な活動

個別事件の委任を受けての被害救済

集団訴訟

事業者への申入れ

その他広報

2. 弁護団で取り扱った集団訴訟の詳細

「水のトラブル緊急駆付隊」関係訴訟

2. 弁護団で取り扱った集団訴訟の詳細

対象となったレスキュー商法におけるWEB広告

2021/3/10

水のトラブル即解決1,000円～ | 水のトラブル緊急駆付隊

水のトラブル
緊急駆付隊

見積 無料 緊急 深夜
出張 点検 対応可

水のトラブル 即解決!!

1,000円税込～

 トイレ

 キッチン

 お風呂

 洗面台

などどこでも
おまかせ!



最短20分
スピード
対応

年間
6500件
以上の
深夜も対応可能

24時間
365日
深夜も対応可能

各
24時間

VISA

対応エリア

2021/3/10

水のトラブル即解決1,000円～ | 水のトラブル緊急駆付隊

WEB限定キャンペーン実施中

新型コロナ被害への取り組み 基本料金 1,000円～に割引!

新型コロナ被害への支援として、基本料金を1,000円(税込)～に割引!

	水漏れ基本料金	つまり基本料金
費用例	1,200円 > 1,000 税込 円	1,200円 > 1,000 税込 円

全ての作業員は、マスク・アルコール除菌などの感染予防を徹底し、万全の状態でお伺いします。

- 24時間365日対応
- お見積もり・出張料金0円
- クレジットカードOK!

水回りのトラブルなら お気軽にお問い合わせを

 トイレ

 キッチン

 お風呂

 洗面台 など

最短20分で 駆け付けます!



2. 弁護団で取り扱った集団訴訟の詳細

- ◆被告らによって作成・運営されていたウェブサイト上には、「水のトラブル即解決 1000円～」等の表示がなされていた。消費者が同ウェブサイトを見て電話をかけると、修理担当業者が消費者宅を訪問するという仕組みとなっていた。
- ◆消費者宅を訪問した修理担当業者は、消費者との間で修理内容、修理費額等について明確な合意をしないままに修理を実施し、工事が終了した後で、断りづらい状況をつくり、十万円～百数十万円という高額な請負工事代金を請求していた。
- ◆ 弁護団は、消費者からの個別相談を受け被害救済に当たっていたが、同一業者とその関連業者からの相談が多く寄せられたため、令和3年8月26日に京都地裁に集団提訴を行った。

2. 弁護団で取り扱った集団訴訟の詳細

提訴日：令和3年8月26日（第1次）

令和4年3月 8日（第2次）

判決日：令和6年1月19日

原告

（第1次提訴）

京都・大阪の消費者12名（京都11名、大阪1名）

（第2次提訴）

京都・大阪の消費者2名（京都・大阪各1名）

被告

（第1次提訴・第2次提訴共通）

- 1 バーチャルオフィスの契約者（実質的な運営者）**
 - 2 消費者宅を訪問し作業＋高額請求した者ら
（●●水道設備こと●●、ライフラインサービスこと●●、アクアセーフティー
こと●●）**
 - 3 ウェブサイト（「アクアセーフティー」・「Aqua Safety」、「ライフライン
24」）の運営責任者として表示された者ら3名**
-

2. 弁護団で取り扱った集団訴訟の詳細

請求の内容（第1次提訴）

◆主位的請求：不法行為に基づく損害賠償

※「社会的相当性」を欠く法律行為は無効であり、これを勧誘する行為は、民法709条の不法行為を構成する。

・請求額：661万1000円

（内訳）

①被害額：481万円（2万円～165万円）

②慰謝料：120万円（各人10万円）

③弁護士費用：60万1000円

◆予備的請求：クーリング・オフに基づく原状回復請求

※被告らの勧誘は特商法上の訪問販売に当たる。

・請求額：481万円

2. 弁護団で取り扱った集団訴訟の詳細

請求の内容（第2次提訴）

◆請求根拠は、第1次提訴と同じ。

・主位的請求の請求額：63万8000円

（内訳）

①被害額38万円（5万円、33万円）

②慰謝料20万円（各人10万円）

③弁護士費用5万8000円

・予備的請求の請求額：38万円

2. 弁護団で取り扱った集団訴訟の詳細

争点

①被告らの勧誘行為が、不法行為に当たるか

◆被告らの勧誘行為の問題点1（有利誤認表示）

被告らは、ウェブサイト上に「基本料金1000円～」などと記載し、あたかも1000円程度の低額の料金で工事が可能なように表示している。

ところが、原告らが、被告らから請求された金額は、10万円～165万円にのぼり、これは、原告らが想定していた金額（ウェブサイト上の「基本料金1000円」程度）の100倍～1650倍の金額に当たる。被告らは、原告ら全員について、例外なく、ウェブサイト上に表示された料金から乖離した金額を請求していることからすると、被告らは当初から「基本料金1000円」程度の金額ではなく、その100倍以上の金額を得ることを目的にしていた。

◆被告らの勧誘行為の問題点2（請求方法の不当性）

本来請求すべきでない費用（衛生作業費等）を請求していることや、一連の作業を細分化して項目を設け、それぞれにつき費用を計上する等の手法により、被告らは多額の費用を請求していた。

◆消費者の焦りや不安につけ込んだ現場での不誠実な勧誘態様

修理内容、金額について明確な合意をしないまま作業を実施、契約締結前に作業を実施して、やめることが困難な状況で契約を迫る、火災保険等が利用できる等、虚偽の事実を申し向ける等の悪質な手口。

←これらは、特商法の迷惑を覚えさせるような勧誘や、京都府消費生活安全条例（重要な事実の不告知等）や、京都市消費生活条例（法定書面不交付）にも違反

2. 弁護団で取り扱った集団訴訟の詳細

争点

②訪問販売規制の適用除外に当たるか

原告らが被告らに対して電話で訪問を依頼した行為は、特定商取引法の適用除外となる、いわゆる来訪要請（同法26条6項1号）には当たらない。

本件のように、広告等で見積り無料と示したり、安価な価格のみを示したりしておきながら、突如として現地で高額な料金を請求する場合や、訪問を依頼した時点で契約の重要部分につき合意のない場合には、訪問販売一般にみられる不意打ち性は失われておらず、消費者の要保護性は、通常の訪問販売のケースとなんら異なることはない。

そのため、特商法の適用除外となる来訪要請には当たらないものと考えられている。

2. 弁護団で取り扱った集団訴訟の詳細

判決のポイント

①結論

2つの訴訟の被告7名のうち1名を除く6名に対し、原告14名（第一陣12名、追加提訴2名）に対し、連帯して、総額560万円（支出した金額＋1割の弁護士費用相当額。）余りの支払いを命じた。

なお、慰謝料は認められなかった。

2. 弁護団で取り扱った集団訴訟の詳細

判決のポイント

②理由部分（不法行為該当性）

レスキュー商法自体を違法と認定。

「当初から高額な費用を請求することを企図し」、工事の「依頼を断ることが著しく困難な状況」を利用し、さらに消費者を「困難な状況に追い込んだ」「不法行為」と認定。

いわゆる「つけ込み型」勧誘の違法性を認定した。

2. 弁護団で取り扱った集団訴訟の詳細

判決のポイント

③理由部分（共同不法行為性）

被告らのうち、実質的な運営者、プレーヤー（現場工事担当者）、サイト運営者のいずれについても、「重要な役割を果たし、相互に協力し補完する関係にある」として、を除く全員について、共同不法行為責任を認めた（ただし、1名は名義を冒用されたただけの者として除外）。

分業によって責任を免れようとすることが多い昨今の消費者事件を適切に解決するために重要な視点。

3. リスティング広告サービスについての申入れ

3. リスティング広告サービスについての申入れ

- Google合同会社に対して、違法なレスキュー商法を行い、助長しているとみられる広告業者による広告の掲載停止などを求める申入れを行った。
- 併せて、レスキュー商法を行っている事業者に対しても、違法なレスキュー商法の停止と、広告出稿の停止を求め、申入れを行った。

3. リスティング広告サービスについての申入れ

申 入 書

第 1 申入の趣旨

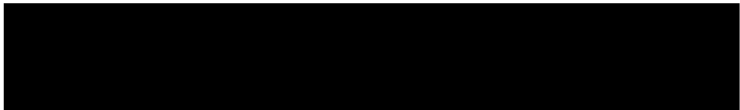
貴社が取り扱うリスティング広告サービス「Google Ads」を利用した広告を行う下記の業者に対して、速やかに、広告の掲載を停止する措置をとられるよう、申し入れます。

記

・ 業者名

株式会社 

・ 出稿 URL



ほか多数

3. リスティング広告サービスについての申入れ

第2 申入の理由

1 広告ポリシー違反

(1) 貴社の広告ポリシー：不実表示の禁止

貴社の広告ポリシーによれば、下記のような「不適切な価格設定」を行う広告は「不実表示」として禁止されています。¹

「支払いモデルやユーザーが負担する全費用を明確にわかりやすく開示していない」「例：料金を見積もり額から引き上げて、脆弱な状態のユーザーや切迫した状況にあるユーザーに不当な請求を行う」

(2) 貴社広告ポリシー違反

ところが、上記株式会社  (以下「広告主」といいます。) は、貴社に依頼の上、上記出稿 URL において、一般消費者に対してトイレ、水回り、鍵開け、害虫駆除などのトラブルに見舞われた方の窮地につけ込んで高額な費用を請求する商法（以下「レスキュー商法」といいます。）の広告を行っています。

3. リスティング広告サービスについての申入れ

- 申入れに対してGoogle合同会社からの回答はない。
- 広告の掲載停止も実施されていない。

4. 問題点と必要な対策

4. 問題点と必要な対策

レスキュー商法の問題点

- ・トイレつまり、水漏れ、害虫・害獣駆除、鍵紛失、車の故障、漏電などの「困った事態」につけ込んで、多額のお金を取ろうとする商法。
- ・かつてはマグネットやシールなどを各戸に配布していたが、最近では、プラットフォームで広告を出し、インターネットで集客する業者が増えている。
- ・どの業者も「1000円～」という安価な料金を表示していますが、実際には、その数十倍～数百倍の費用を請求される。しかし、その場で断ることは簡単ではない。

4. 問題点と必要な対策

レスキュー商法の問題点

- ・トラブルに見舞われた状況で、冷静な判断ができない。
- ・スマホで検索すると、上位に「1000円～」という安価な料金表示が出る。
- ・電話をした際には、詳細な費用や金額は教えてもらえない。
- ・実際に作業を行ってから、数十倍～数百倍の費用を請求されるが、トラブルに現に見舞われていること、既に作業が行われると、その場で断ることは簡単ではない。
- ・個別ケースでは保険の適用が可能などと勧誘される場合も。

4. 問題点と必要な対策

レスキュー商法の問題点

- ・返金を求めると、「壊れた水道や電気器具を再び設置する」「駆除したゴキブリをもとの場所に返す」などと脅しのようなことを言われる（原状回復を利用した脅迫）。
- ・自宅を知られているため、業者に訪ねてこられる恐怖から、泣き寝入りしてしまうケースもある。
- ・被害金額が数万円～十万円程度だと、普通の弁護士に依頼した場合、費用倒れになるため、泣き寝入りするケースがある。
- ・消費者センターからのクーリングオフの申入れに対して、口では応じると言いつつ一向に応じないか、連絡が全くとれなくなるというケースも少なくない。

4. 問題点と必要な対策

レスキュー商法の問題点

- ・実態のない安価な料金表示の広告を入り口とするケースが多い。
- ・表示されている「1000円～」という安価な料金だけで実際に作業をしてもらったケースは、少なくとも弁護団にきた相談では1件もない。

→実態とは異なる安価な表示の問題

- ・実質的な運営者が、作業員から多額の報酬を得ている
 - 京都地判令和6年1月19日のケースでは、消費者が支払った代金のうち60～70%は広告運営事業者が取得。

→作業員は高額な単価でないと収入が得られない。

4. 問題点と必要な対策

レスキュー商法の問題点

- ・問題のある表示をする広告が、リスティング広告サービスに数多く投稿され、掲載されている。
- ・中には、行政処分を受け、全国で多数の苦情が寄せられてる業者の広告を2000件以上掲載しているケースも。

→リスティング広告サービス提供者の[広告審査](#)の問題。

- ・違法な業者の広告を掲載することで、デジタルプラットフォーム提供者が多額の利益を得ているが、デジタルプラットフォーム提供者が責任を負うことがない。

→リスティング広告サービス提供者の[民事責任](#)の問題。

4. 問題点と必要な対策

レスキュー商法の問題点

- ・判決を得ても、対象事業者が逃走した場合に、被害金の回収が困難。
- ・会社名や事業者名を変え、同じようなスキームで同じ不当勧誘を繰り返すケースがある。

(例) 京都地裁令和6年1月19日判決の被告の一部は、別の会社名で同じ不当勧誘を行い、今も利益を上げてる。既に複数件、弁護士に相談が寄せられている。

→ 問題のある事業者から被害金を取り戻すことの困難性

4. 問題点と必要な対策

必要な対策

①不当表示の問題

景品表示法上、問題のある表示（実態のない安価な表示、有利な条件）について、違法であることの明示

消費者は、「最低料金ではできないとしても、その料金から大幅に増額されることは無い」という認識（少なくとも表示されている以上、目安金額ではある認識）。

→「290円～」など、「～」で表示すれば許されるという現状を変える必要がある。実態のある目安表示の義務付け。

（例）景品表示法の解釈指針の公表と、それを担保するための法執行強化等

4. 問題点と必要な対策

②リスティング広告サービス提供者による広告掲載の問題

不当な表示をする広告について、現状、ほとんど審査を素通りして掲載され、リスティング広告サービス提供者が多額の利益を得ている。行政処分を受けたり、多数の苦情が寄せられる業者の広告も掲載されている。

- 広告審査を厳格にすべき義務の検討(ハードロー、ソフトロー両方の可能性)。責任を負うべき場合を類型化し、予測可能性を担保した上で、レスキュー商法に限られない、リスティング広告サービス等の提供者の義務・責任を定める新規立法の可能性。
- 広告収入により多額の利益を得ている以上、報賞責任の原理から、一定の民事責任を負うべき立場にあることを明示すべき(新規立法や電子商取引の準則による対応)。

4. 問題点と必要な対策

③執行・刑罰・取締りの問題

判決を得ても、被害金の取り戻しができていない。

同じ事業者が、会社名を変えて同じスキームを用いて不当勧誘を続けている。

→ 業者の手元に多額の利益が残っている状況

被害救済の担い手がいない。

京都弁護士団は、ボランティアベースで活動しているが、少数のメンバーで全国の個別相談を受けることは不可能であり、持続可能性がない。

他地域にも弁護士団設立を依頼しているが、ボランティア活動をする余力がある地域は少ない。

→ 行政による執行強化や罰則。

→ 警察等による徹底的な取り締まりの必要。